

## 令和3年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年10月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和3年10月8日(金) 午後3時34分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊

2番 定井 正雄(会長)

3番 林 眞理(農政担当)

4番 國府 直幸

5番 若林 勤

6番 小原 弘

7番 小西 忍

8番 河田 直樹

10番 渡邊 則文

11番 能登谷 和正(会長代理)

12番 仮谷 昌典

13番 中田 省吾

14番 犬飼 正己

欠席 2人

9番 阿部 英志

15番 秋山 陽太郎(農地担当)

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和 前田 操

守安 淳市 山田 隆正

小西 安彦 竹内 功次

東 茂

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

農林課

主任 西野 千春

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第44号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

議案第45号 総社市農業経営基本構想変更に伴う意見について

報告第32号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和3年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が13名。欠席2名。9番委員，15番委員です。そして農地利用最適化推進委員が7名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員，6番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、本日は、会長代理の能登谷委員、

審議をよろしく願いいたします。

**【議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(会長代理) それでは付議事件の審議に入ります。議案第41号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) **【議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

**【受付番号26番】**

(会長代理) それでは26番、総社の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(茅原委員) この案件は、受人が畑を持っておりましたが、売ったことによって、農地が減ったことから今回、増反するという事で、話がまとまりました。受人は、しっかり農業をやられている方なので、地元としては、問題ないと思っております。ご審議よろしく願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、26番は許可されました。

**【受付番号27番】**

(会長代理) 27番、富原の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(11番委員) この案件は、現在は畑として利用されています。受人と渡人は、従兄の関係です。この度、渡人が耕作をすることが難しいという事で、受人に耕作をお願いするという事です。受人は、この畑のすぐ南に住んでおり、機械も所有されておりますので、問題ないと思っております。審議の程よろしく願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。27番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。  
(会長代理) 異議なしと認め、27番は許可されました。

【受付番号28番, 29番】

- (会長代理) 28番, 富原の件につきまして, 29番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。それでは, 地元委員の説明をいたします。
- (11番委員) この申請地は, 27番の隣にある農地です。この度, 利用しやすいように別々の渡人の農地を集約するという案件です。受人は, 高齢ですが息子夫婦と一緒に耕作をされる予定です。機械も所有されており問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
- (会長代理) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 28番, 29番は許可されました。

【受付番号31番】

- (会長代理) それでは31番, 山田の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (7番委員) 渡人は, 今住んでいる場所から引っ越しをされるので, 耕作を近所の受人にお願いするという事です。受人は, 農業をしっかりとやられている方なので, 地元としては, 問題ないと思っております。ご審議よろしくお願いします。
- (会長代理) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 31番は許可されました。

【受付番号32番】

- (会長代理) 32番, 久米の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件は, 受人の営農状況を判断して地元としては問題ないと聞いております。詳細

については山田委員から説明します。

(会長代理) 山田委員，説明をお願いします。

(山田委員) 受人は，農業経験が豊富で水稻や野菜をやられており，産直にも出荷されているような方です。地元としては，問題ないと思っております。ご審議よろしくをお願いします。

(会長代理) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(6番委員) この田は，62平方メートルと微々たる農地ですが，隣に受人の田があるからという事ですか。

(山田委員) この周り一帯を受人の父がすべて管理しております。

(6番委員) わかりました。

(会長代理) 他に，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め，32番は許可されました。

#### 【受付番号30番】

(会長代理) 30番，富原の件につきまして，地元委員の説明をいたします。

(11番委員) 受人は，先ほどの28番の件でお話ししましたが，高齢ですが息子夫婦と一緒に耕作をされるということで，地元としては，問題ないと思っております。ご審議よろしくをお願いします。

(会長代理) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め，30番は許可されました。以上で議案第41号の審議は終了いたしました。

#### 【議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理) 続きまして議案第42号，農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。それでは，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号14番, 69番】

(会長代理) 14番, 上林の件につきまして, 69番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが, 14番, 69番ともに, 東が道路, 西が田, 南が宅地, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件は, 現在宅地化が進んでいる場所です。詳細は, 守安委員からお願いします。

(会長代理) それでは, 守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への支障ですが, 用水については, 東側にあり, 問題ありません。排水は, 既存の排水路に接続します。生活雑排水については, 合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, 境界部分にコンクリートブロックと側溝を設置し, 土砂が流出しないようにしています。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(会長代理) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め, 14番, 69番は許可されました。

【受付番号15番】

(会長代理) 15番, 清音柿木の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が道路, 南が宅地, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この申請地については、現在は雑草が生えており、東側の家を倒して一体的に利用を予定です。用水、排水ともに問題ありません。周囲の環境としては、問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、15番は許可されました。

#### 【受付番号16番】

(会長代理) 16番、影の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が宅地、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この申請については、先祖墓が山奥にあり、この度、家の裏に移転したいという事です。用水、排水については、地下浸透です。日照通風も影響ありません。土砂流出は、周囲をコンクリートで囲いますので問題ありません。総合判断として、問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。16番を許可することにご異議

ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、16番は許可されました。

**【受付番号17番, 72番】**

(会長代理) 17番, 上林の件につきまして、72番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、17番, 72番ともに、東が田, 西が道路, 南が田, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件は、現在宅地化が進んでいる地区です。詳細は、守安委員からお願いします。

(会長代理) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への影響ですが、用水については、北側にあり問題ありません。排水は、既存の排水路に接続しています。生活雑排水については、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにしています。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) これらの件につきまして、何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、17番, 72番は許可されました。以上で議案第42号の審議は終了いたしました。



**【議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(会長代理) 続きますて議案第43号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、  
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

**【受付番号70番】**

(会長代理) 続きますて70番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南は進入路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この申請地については、上林地内の住宅振興地です。詳細については守安委員から説明をします。

(会長代理) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、南側にあります。排水は、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。70番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、70番は許可されました。

【受付番号 7 1 番】

- (会長代理) 続きまして 7 1 番, 長良の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (4 番委員) 周辺の状況ですが, 東西南北すべて宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4 番委員) この案件については, 建物の一部が農地にはみ出ているということで, 始末書が提出されています。詳細は, 前田委員から説明します。
- (前田委員) 営農条件への影響ですが, 用水については, 問題ありません。排水は, 水路を設置されており問題ありません。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, すでに宅地化されており, 土砂は流出しないようにしています。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (会長代理) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 今回, 始末書が提出されています。農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。7 1 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め, 7 1 番は許可されました。

【受付番号 7 4 番】

- (会長代理) 続きまして 7 4 番, 真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (4 番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が道路, 南が道路, 北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8 番委員) 市街化区域に近接していて宅地化が進んでいる場所です。道が狭く拡張するという案件です。ここを転用したところで何ら支障が生じるものではありませんので, 地元としては問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
- (会長代理) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。74番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、74番は許可されました。

#### 【受付番号75番】

- (会長代理) 続きまして75番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南は宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この申請地については、上林地内の住宅振興地です。詳細については守安委員から説明をします。
- (会長代理) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。
- (守安委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、東側にあります。排水は、集水枡を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。75番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。  
(会長代理) 異議なしと認め、75番は許可されました。

【受付番号76番】

- (会長代理) 続きまして76番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。  
(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南は道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。  
(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。  
(14番委員) この申請地については、75番の近くにあり住宅振興地です。詳細については守安委員から説明をします。  
(会長代理) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。  
(守安委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、南側にあります。排水は、集水枥を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。  
(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。  
(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。  
(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。  
(委員) なし。  
(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。  
(委員) なし。  
(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。76番を許可することにご異議ありませんか。  
(委員) 異議なし。  
(会長代理) 異議なしと認め、76番は許可されました。

【受付番号77番】

- (会長代理) 続きまして77番、三輪の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。  
(4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北は道路です。転用した場合の農地の

影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件は、保育園の駐車場を確保するために転用しようとするものです。営農条件への影響についてですが、用水については、問題ありません。排水は、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、77番は許可されました。

#### 【受付番号78番】

(会長代理) 続きまして78番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が宅地、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(茅原委員) この申請地ですが、西側に農地がありますが、地を上げて果樹を栽培しています。近隣農地への支障はないと思います。生活雑排水は、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ありません。ここを転用したところで何ら支障が生じるものではありませんので、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、78番は許可されました。

#### 【受付番号79番】

(会長代理) 続きまして79番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南は畑、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) ここは、空き家になっていて管理していましたが、売る準備をしています。そうしたところ、敷地の一部として使っているところが畑でして、この度、この場所を合わせて売りに出すという事です。一部、駐車場として埋めますが、あとは、そのままの状態で使用するという事です。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) 竹内委員、何か補足はありますか。

(竹内委員) 1番委員のとおりです。付け加えることはありません。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員) ここは、626平方メートルの畑ですが、一回ですべてを敷地拡張できるのですか。

(次長) ここは、2種農地でして、面積要件はございません。この利用形態を考えると、ここを一帯で転用をかけるというのは、やむを得ない事と思います。

(会長代理) 他に、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。79番を許可することにご異議

ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、79番は許可されました。

#### 【受付番号73番】

(会長代理) 続きまして73番、影の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この申請地ですが、親の土地に子が家を建てるという案件です。営農条件への影響についてですが、用水については、問題ありません。排水は、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水は、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) なし。

(会長代理) 県への諮問はいたしません。それでは採決いたします。73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、73番は許可されました。

#### 【議案第45号 総社市農業経営基本構想変更に伴う意見について】

(会長代理) 続きまして議案第45号を先に審議します。別紙になりますが、議案第45号、総社市農業経営基本構想変更に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

- (主査) 【議案第45号 総社市農業経営基本構想変更に伴う意見について説明】
- (農林課) 【議案第45号 追加説明】
- (会長代理) あらかじめ配布をしておりましたが、事務局から説明のありました総社市農業経営基本構想の変更について、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。
- (10番委員) 営農類型の基本的指標について今回、畜産部門を消されていますが、これはもう市では必要ないということですか。
- (農林課) 肉用牛については、小規模の方しかいらっしゃらないので、指標としては無くてもいいのではないかと普及センターからアドバイスがあり、項目を削除しました。
- (10番委員) 酪農の関係もそうですけど、若い人も酪農をしたいという話を聞いたことがあります。もし、これから先もそういった話がなければいいんですけど。
- (農林課) 今後される方が見込まれるということでしたら、残しておくという事もいいと思います。
- (10番委員) もし、酪農をされようとするば、普及センターで経営規模を聞き取りをすればいいんですね。
- (農林課) そうですね。ここに掲載がなくても普及センターで対応をしてもらえますし、指標も教えてもらえることになっております。
- (10番委員) 将来性が見込めないなら、よろしいです。聞けば対応してもらえるので。
- (局長) 私からよろしいでしょうか。実はつい最近、この件で問い合わせがありました。その都度、対応すればいいのですが、また、話が持ち上がってくるかもしれないので、今後を見据えて残しておくという事で調整させてもらってよろしいか。
- (会長代理) それでは、お諮りいたします。畜産部門のところを消すのではなく、残しておいたほうがいいのかという意見でよろしいか。
- (委員) よろしい。
- (会長代理) それでは、畜産部門を残すとして回答します。以上で議案第45号の審議を終わらせていただきます。
- (会長) 続きまして、議案第44号の審議について、農政担当からお願いします。

#### 【議案第44号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

- (農政担当) それでは、議案第44号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第44号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について説明】
- (農政担当) ただ今、事務局から説明がありました対象者3名についてそれぞれ審議したいと思い



ます。まず●●●●さんですが、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。なお、追加説明がありましたらお願いします。

(茅原委員) 【追加説明】

(農政担当) ただ今の説明について、何か質問はありますか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であるとの回答をいたします。

(農政担当) 続きまして●●●●さんですが、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。なお、追加説明がありましたらお願いします。

(10番委員) この方ですけど、瀬戸ジャイアンツが、5年後に販売数量が減っていて、販売額がすごく増えていますが、数字がおかしくないですか。

(農林課) すみません。5年後の販売額が1桁間違えておりました。70万円です。

(農政担当) それでは、追加説明がありましたらお願いします。

(12番委員) 【追加説明】

(農政担当) ただ今の説明について、何か質問はありますか。

(10番委員) 新規就農でやる気満々でよろしいことですけど、経営計画書はきちっと書いてください。お願いします。

(農政担当) 他に意見はありますかでしょうか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であるとの回答をいたします。

(農政担当) 続きまして●●●●さんですが、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。なお、追加説明がありましたらお願いします。

(主査) 阿部委員からお話を伺っていますので説明をいたします。【追加説明】

(農政担当) ただ今の説明について、何か質問はありますか。

(6番委員) この方の5年後の所得ですけど、もう少し頑張ってもらいたいと思いますが。

(農林課) この方は、ハウスを建てるようにしていて、このハウスの経費を差し引きますので所得が低くなっております。補助金のサポートもあるので、それで5年目までやっていかれる予定です。

(農政担当) 他に意見はありますかでしょうか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であるとの回答をいたします。

(会長) ありがとうございました。それでは、報告第32号から第34号について会長代理、進行をよろしく願います。

### **【報告第32号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(会長代理) それでは、報告事項に入ります。報告第32号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第32号 報告書について朗読】

### **【報告第33号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(会長代理) 次に、報告第33号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第33号 報告書について朗読】

### **【報告第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(会長代理) 次に、報告第34号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第34号 報告書について朗読】

### **【報告事項】**

(会長代理) 27ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(会長代理) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が4件、5条関係が11件でございます。次に、総社市就業奨励金の交付に伴う意見については、適当であると回答しました。また、総社市農業経営基本構想変更に伴う意見については、畜産部門の件

を残した方がよいという意見を付して回答することとしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後3時34分**